

「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター運営等業務」の委託に関する企画提案募集要領

栃木県（以下「県」という。）が実施する「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター運営等業務」（以下「本業務」という。）を委託する事業者の選定にあたり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 委託業務の概要

別紙「企画提案書作成のための仕様書」のとおり。

2 委託期間

令和6(2024)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

3 委託契約額の上限

年額金29,084,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限額については、令和6(2024)年度当初予算案に基づくものであり、予算決定において減額、削除された場合は、この限りでない。

4 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）であって、以下の全ての要件を満たす団体とする。複数の団体での共同（以下「コンソーシアム」という。）による参加の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

なお、コンソーシアムによる参加の場合、7の企画提案書提出後の構成員の変更は認められないこと。

また、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は構成員単独で参加することはできないこと。

- (1) ひきこもり、ニート、不登校等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者等及びその家族等の支援に取り組んだ実績があるか、又は提案時点において取り組んでいる者であること。
- (2) (1)の支援において栃木県内の公的機関（県健康福祉センター、県精神保健福祉センター、県発達障害者支援センター等）と連携した実績があるか、又は提案時点において連携に取り組んでいる者であること。
- (3) 栃木県内に主たる事務所又は活動拠点を有しており、本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に対応できる体制を整えていること。なお、コンソーシアムの場合は、全ての構成員が当該要件を満たすものであること。以下、(4)から(10)までにおいて同様とする。
- (4) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- (6) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (7) 企画提案の募集開始から審査実施までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

- (9) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (10) 役員等（役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）及び使用人が暴力団関係者（栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に関与していると認められる者でないこと。なお、確認のため栃木県警察本部に照会する場合がある。

5 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

- ア プロポーザル実施要領等の公開
令和6(2024)年2月1日（木）
- イ プロポーザル実施内容等に関する質問の受付期限
令和6(2024)年2月7日（水）正午必着
- ウ プロポーザル実施内容等に関する質問内容及び回答事項のホームページ掲載日
令和6(2024)年2月9日（金）予定
- エ 参加表明書の提出期限
令和6(2024)年2月16日（金）午後5時必着
- オ 企画提案書の提出期限
令和6(2024)年2月27日（火）午後5時必着
- カ 選定結果の通知・公表
令和6(2024)年3月12日（火）（予定）

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和6(2024)年2月1日（木）～令和6(2024)年2月16日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所：〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号 県庁本館4階
栃木県 保健福祉部 障害福祉課 企画推進担当
上記で配布するほか、県HP（県政情報-入札・公売）からダウンロードできる。
※URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

6 参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式1）及び応募資格確認書（別記様式2）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

- (1) 提出期限：令和6(2024)年2月16日（金）午後5時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- (2) 提出場所：〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号 県庁本館4階
栃木県 保健福祉部 障害福祉課 企画推進担当 宛て
- (3) 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
※参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

7 企画提案書の提出

企画提案に参加しようとする者は、企画提案に関する書類（以下「提案書」という。）を、次のとおり提出するものとする。

(1) 提出する書類

- ア 応募書（様式1）
- イ 企画提案書（様式2）
- ウ 団体等に関する調書（様式3）
- エ コンソーシアム構成員表（様式3-1）※コンソーシアムによる参加の場合

- オ 見積書（事業経費内訳書）（様式4）
- カ 欠格条項等に該当しない旨の誓約書（様式5）
- キ 定款、規約等
- ク 団体の概要が分かる資料
- ケ 直近の事業年度の実績報告書及び収支決算書
- コ 類似業務の請負実績がある場合は、その実績が分かる資料

(2) 提出部数

正本1部及び副本7部

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないでください。また、参加者が特定できる箇所には黒塗りしてください。

(3) 提出期限

ア 持参する場合

令和6(2024)年2月27日(火)午後5時までに「(4)提出先」に提出すること。

イ 郵送する場合

郵送用封筒に「企画提案書」在中の旨を朱書きして、令和6(2024)年2月27日(火)までに「(4)提出先」に必着するように送付すること。（書留郵便に限る。）

(4) 提出先

〒320-8501 宇都宮市埴田1丁目1番20号 県庁本館4階
栃木県 保健福祉部 障害福祉課 企画推進担当 宛て

(5) 留意事項

ア 提案書は、企画提案に参加する者1団体又は1コンソーシアム（以下「提案者」という。）につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

また、提出された書類は返還しないものとする。

イ 提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとみなす。

オ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 審査方法等

(1) 県が別途設置する選定委員会において、別表の評価項目及び評価内容に基づき、提出された提案書により審査を行い、最も企画提案の内容が優れている提案者（以下「最優秀提案事業者」という。）を契約候補者として選定するものとする。また、必要に応じてヒアリングを行う。

(2) 審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、県HPに掲載する。

(3) 参加者が1者だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。ただし、平均点が70点未満の場合には契約候補者として選定しない。

(4) 選定委員会は非公開とする。

(5) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が3の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 委託契約の締結

(1) 契約締結の手続きについて

ア 審査の結果、契約候補者を決定したときは、県は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わすものとする。

イ 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した提案書をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

ウ 最優秀提案事業者と契約締結に係る交渉を行った結果、その者との契約が成立しない場合は、次点の提案者と交渉を行うこととする。

(2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、栃木県財務規則第144条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託料の支払いについて

概算払とし、契約金額を年4回（四半期ごと）に分割して支払う。

10 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（県政情報-入札・公売）に公表する。

【公表事項】

(1) 契約候補者の名称

(2) (1)以外の参加者の数

11 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

(1) 本業務の内容など企画提案募集に関する質問は、ファクシミリ又は電子メールで令和6（2024）年2月7日（水）正午まで受け付けるものとする（様式自由）。

(2) 質問及び回答事項を取りまとめの上、ホームページに掲載するものとする。

(3) 送付先：〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 県庁本館4階

栃木県 保健福祉部 障害福祉課 企画推進担当 宛て

電話 028-623-3492（直通）

F A X 028-623-3052

メール syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp

12 問合せ先

●栃木県 保健福祉部 障害福祉課 企画推進担当

所在地 〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 県庁本館4階

電話 028-623-3492（直通）

F A X 028-623-3052

メール syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp

●栃木県 生活文化スポーツ部 県民協働推進課 青少年応援担当

所在地 〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 県庁本館7階

電話 028-623-3075（直通）

F A X 028-623-2121

メール seishonen@pref.tochigi.lg.jp

13 プロポーザルの変更等

令和6(2024)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、本プロポーザルの変更等を行うことがある。

別表

評価項目	評価内容	配点
(1)事業実施方針の妥当性	① 子ども・若者、ひきこもり支援に関する事業目的と事業内容を正しく理解しているか。 ② 団体としての専門性、ノウハウを活用した提案内容となっているか。	15
(2)相談業務の実施運営	① 相談業務の実施方法が支援対象者に配慮した効果的なものとなっているか。 ② 開所日や時間等は相談者の利便性に配慮されているか。	10
(3)広報計画	① 栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センターの利用促進（支援対象者の発見、誘導）のために効果的な広報計画となっているか。 ② 支援対象者に限らず、社会全体に対する普及啓発効果が検討されているか。	10
(4)各関係機関との連携状況	① 団体のこれまでの活動において、公的機関との連携、協力体制が築かれているか。 ② 相談窓口としての連携について 相談業務実施に当たり、受け付けた相談を他機関につなぎ、又はその後の処理状況を把握する際に、他機関との連携体制は想定されているか。 ③ 協議会事務局としての連携について 協議会の運営に当たり、公的機関同士の連携を構築する方法が具体的に提案されているか。 ④ 市町の相談支援機能の充実・強化のための具体的な手法が盛り込まれているか。 ⑤ 中高年のひきこもり支援について、市町の支援体制を構築する方法が具体的に提案されているか。	10
(5)講演会の開催	① 講演会の内容は、子ども・若者、ひきこもりをめぐる環境及び支援について、県民に広く普及啓発を図るものであるか。	5
(6)セミナーの開催	① セミナーの内容は、対象者の家族等を対象とし、悩みの軽減、その後の自立に向けた考え方や行動等にヒントやアドバイスを与えられるものであるか。	5
(7)ひきこもり当事者等による居場所づくり	① 居場所の設置・運営方法が具体的に提案されているか。 ② 当事者（ピアサポーター）等との関わりを得やすいものとなっているか。	5
(8)ひきこもりサポーター養成研修・継続研修の開催	① 養成研修の内容は、ひきこもりの基本的な知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等）を学べるものになっているか。 ② 継続研修の内容は、支援事例等をふまえたものとなっているか。	5
(9)受け付けた相談の記録・管理方法	① 受け付けた相談の記録・管理方法は適切か。 ② 個人情報の管理方法は適切か。	5
(10)人員体制	① 提案内容を適正かつ確実に実施できる人員体制となっているか。 ② 必要な相談員等の確保について具体的に計画されているか。	10
(11)団体の運営状況	① 提案内容を適正かつ確実に実施するための組織体制、事業規模を有しているか。 ② 子ども・若者、ひきこもりの支援に関する取組実績はあるか。	10
(12)経費の妥当性	① 提案内容を実行するために必要な経費が算定されているか。 ② 算定された経費は社会通念上妥当な金額となっているか。	10
合計		100